PART2 行政権

Chapter1　内閣の地位としくみ

目標
議院内閣制とは何かを理解しよう。
内閣総理大臣が他の閣僚に対してもつ権限を把握しよう。

1　内閣の地位と行政権

岸田文雄内閣組閣時の全大臣

大日本帝国憲法には内閣制度の規定はなく，各大臣がそれぞれ天皇を輔弼したが，日本国憲法には「［　　　　］**権**は，内閣に属する」とある。

2　内閣の組織と機能

①内閣とは？

首長である**内閣総理大臣〔首相〕**と他の［　　　　　　　　］より組織される合議体で，いわゆる**政府**〔行政府〕。内閣総理大臣を含む閣僚はすべて文民でなければならない。

※内閣総理大臣は［　　　　　　　　］の中から国会の［　　　　］で選出され，天皇により［　　　　］されるが，**国務大臣は内閣総理大臣により任命される。**

②**議院内閣制**

内閣の存立は国会の信任を条件とし，内閣は国会に対し連帯責任を負うという制度。通常は衆議院における多数党が内閣を掌握する。

A　国会による内閣総理大臣の指名権

B　国務大臣の過半数は［　　　　　　　　］でなければならない

C　衆議院の内閣不信任決議権に対する内閣の衆議院解散権

③内閣の機能

A　行政事務とその統括・官吏に対する事務処理→**行政処分・行政指導**も行う

B　法律の執行

C　外交関係の処理・条約の締結と批准

D　予算作成と国会への提出

E　法律案・議案の作成と国会への提出

F　**政令**・省令など命令の制定→法律の委任がなければ罰則や規定を設けられない

G　恩赦の決定→大赦・特赦・減刑・刑の執行免除・復権

H　**天皇の国事行為に対する〔　　　　〕と〔　　　　〕**

I　〔　　　　　　　　　　　　　　〕**の指名と他の裁判官の任命**

J　臨時会〔臨時国会〕召集の決定

④内閣の**総辞職**→内閣総理大臣および国務大臣の全員が同時に辞職すること

総辞職後の内閣は，新たに内閣総理大臣が指名されるまでは，引き続きその職務を行う。

A　**衆議院で内閣不信任案が可決され 10 日以内に衆議院が解散されないとき**

B　**総選挙後に特別会〔特別国会〕が召集されたとき**

C　**内閣総理大臣が欠けたとき**

D　内閣総理大臣が辞意を表明したとき

⑤内閣による衆議院の解散→解散自体は天皇が行う

解散から 40 日以内に総選挙が行われ，総選挙後 30 日以内に**特別会〔特別国会〕**が召集される。**その際，内閣は総辞職し，新たな内閣総理大臣の指名が行われる**。

A　7 条解散→内閣総理大臣の判断による一般的な解散

B　69 条解散→内閣不信任決議による総辞職の代わりに 10 日以内に衆議院を解散

3　内閣総理大臣〔首相〕

①**内閣総理大臣〔首相〕**の地位

A　戦前は「同輩中の首席」にすぎなかったが戦後の日本国憲法では「内閣の首長」

B　近年は首相公選論もあるが実現には憲法改正が必要

②内閣総理大臣〔首相〕の権限→内閣を代表する諸権限

A　**閣僚〔国務大臣〕の任命・罷免権**

B　〔　　　　〕（週２回の定例および臨時）を主宰する

→全会一致を原則とする

C　法律および政令に主任の国務大臣とともに連署する

D　国務大臣の訴追に対し同意を与える

E　**自衛隊の最高指揮・監督権**

閣議の様子

まとめ

内閣の存立は国会の信任を条件とすることを，議院内閣制という。

内閣総理大臣は，他の閣僚〔国務大臣〕の任命権・罷免権をもつ。

Chapter2　行政機関と行政の民主化

目標　2001年に再編された中央省庁の体制を覚えよう。
行政機能の課題と，主な対応策を把握しよう。

1　行政機関

①**中央省庁**→各省に**国務大臣・副大臣・大臣政務官**が置かれる（＝**政務三役**）

2001年，行政のスリム化と内閣総理大臣のリーダーシップ強化を図り「1 府 22 省庁」体制から「［　　　　　　　　　　　］」体制へと**中央省庁の再編**が行われた。

A　内閣官房→国務大臣の内閣**官房長官**が事務を総括し**内閣人事局**も 2014年に設置
B　**内閣府**→金融庁・消費者庁などの外局をもち，首相を長に**特命担当大臣**が複数いる
C　**環境省**
D　［　　　　　　　　］**省**→海上保安庁・気象庁・観光庁などの外局をもつ
E　**経済産業省**
F　**農林水産省**
G　**厚生労働省**
H　［　　　　　　　　］**省**→文化庁・スポーツ庁を外局としてもつ
I　［　　　　］**省**→国税庁を外局としてもつ
J　**外務省**
K　**法務省**
L　［　　　　］**省**→消防庁などの外局をもつ
M　**防衛省**
N　［　　　　　　　　］**委員会**→内閣府の外局で，警察庁を特別な機関として持つ
O　［　　　　　　］→ 2012年～ 31年まで（東日本大震災からの復興が目的）
P　その他→内閣法制局・国家安全保障会議など（会計検査院は内閣から独立している）

霞が関

②［　　　　］**委員会**→国家公安委員会は大臣が置かれ内閣の庁扱い
A　［　　　　　　］→国家公務員の人事管理など（地方には人事委員会）
B　**公正取引委員会**→内閣府の外局
C　［　　　　　　　　　　　　　　］→厚生労働省の外局（地方には地方労働委員会）
D　その他→地方の選挙管理委員会（**中央選挙管理会**は総務省の特別な機関）

2 行政の民主化

①行政機能の拡大→「**行政国家**」内で肥大化が進む

A **閣法**〔内閣提出法案〕と〔　　　　　　　　〕の増大

B **行政指導**と**通達**行政・**補助金**行政・**許認可**行政→**行政手続法**の制定（1993年）

②**官僚制→キャリア**〔国家公務員総合職＝官僚〕とノンキャリア〔国家公務員一般職〕

A 政治家〔族議員〕・企業などとの癒着の恐れ

B **専門技術官僚〔テクノクラート〕**が行政・立法分野を事実上支配

C **官僚制〔ビューロクラシー〕**→形式主義・セクショナリズム〔縦割り行政〕など

D キャリア官僚の「〔　　　　　　　〕」→数回続けることを「わたり」と呼ぶ

E 政・官・財の癒着→「鉄の三角形」による**政治腐敗**

③戦後の主な**汚職事件〔贈収賄事件〕**

昭和電工事件（1948年），造船疑獄事件（1954年），**ロッキード事件**（1976年），**リクルート事件**（1988 ~ 89年），東京佐川急便事件 (1992年)，ゼネコン汚職（1993年）。

④公務員制度の民主化→**国家公務員制度改革基本法**（2008年）

大日本帝国憲法の「天皇の官吏」「一部の奉仕者」から日本国憲法では「〔　　　　　〕**の奉仕者**」＝国民の**公僕**へ。採用試験による**資格任用制〔メリットシステム〕**が主流。

※選挙で選ばれる議員や首長，首相が任命する大臣などは特別職公務員。

⑤行政の民主化→「**行政のスリム化**」「**地方分権化**」「**規制緩和**」などを目指す

A **行政委員会**の設置→行政機関から**ある程度独立し準立法的・準司法的権限をもつ**

B 審議会の設置→中央教育審議会などが有名

C パブリック＝コメント（2006年～）→施策決定前に国民・住民の意見を募る

D アカウンタビリティ〔説明義務・説明責任〕→議会や国民に対して

⑥民主的規制→**国家公務員倫理法**の制定（1999年）

情報公開制度，オンブズマン〔行政監察官〕制度（地方政治のみ）など。

⑦特殊法人の廃止や**民営化**（2007年に〔　　　　　〕**民営化。法案成立は 2005 年**）や**独立行政法人**への移行

〔　　　　　〕**改革，財政改革，地方分権，規制緩和**，国政調査権の強化などが進む。

まとめ

2001年，中央省庁は「1 府 12 省庁」に再編された。
行政機能の肥大化による癒着や汚職，縦割り行政を解消するため，スリム化や地方分権，民主化などの改革が行われている。

第７講　PART2　確認問題

1 内閣が担う権限は何か。

① 立法権　② 司法権
③ 行政権　④ 執行権

2 国務大臣は何によって任命されるか。

① 天皇　② 内閣総理大臣
③ 国会　④ 内閣

3 内閣総理大臣のみに与えられている権限はどれか。

① 恩赦の決定　② 臨時会召集の決定
③ 政令の制定　④ 自衛隊の最高指揮・監督権

4 中央省庁のうち，金融庁・消費者庁などの外局をもつのはどれか。

① 内閣府　② 文部科学省
③ 財務省　④ 国土交通省

5 総務省の外局はどれか。

① 消防庁　② 海上保安庁
③ 宮内庁　④ 警察庁

6 行政委員会はどれか。

① 安全保障委員会　② 公正取引委員会
③ 行政監視委員会　④ 予算委員会

7 形式主義・セクショナリズム〔縦割り行政〕などの特徴をもつ制度を何というか。

① ビューロクラシー　② メリットシステム
③ テクノクラート　④ ノンキャリア

8 バブル経済期にあたる 1988 ～ 89年に起こった贈収賄事件はどれか。

① ロッキード事件　② 東京佐川急便事件
③ リクルート事件　④ 昭和電工事件

9 公務員制度で主流となっている採用試験による制度を何というか。

① アカウンタビリティ　② パブリック＝コメント
③ メリットシステム　④ オンブズマン

10 行政の民主的規制を行うために 1999年に制定された法律を何というか。

① 行政改革推進法　② 国家公務員制度改革基本法
③ 行政手続法　④ 国家公務員倫理法

第 7 講　PART2　確認問題　解答

1 解答：③　　行政権とは，法律に基づき実際に政策を行う権限。

①：国会が担う権限。
②：裁判所が担う権限。
④：ロックが説いた二権分立（立法権，執行権）の一つ。

2 解答：②　　内閣総理大臣は国務大臣の任命・罷免権をもつ。

①：内閣総理大臣と最高裁判所長官を任命する。
③：国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。
④：最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命を行う。

3 解答：④　　内閣総理大臣は他に，閣議の主宰，国務大臣の訴追に対する同意などの権限をもつ。

①：内閣の権限。
②：内閣の権限。
③：内閣の権限。

4 解答：①　　内閣府には，特命担当大臣が複数いる。

②：文化庁・スポーツ庁を外局としてもつ。
③：国税庁を外局としてもつ。
④：海上保安庁・気象庁・観光庁などの外局をもつ。

5 解答：① 　総務省には，外局としてほかに公害等調整委員会がある。

②：国土交通省の外局。
③：内閣府に置かれる機関。
④：国家公安委員会の特別な機関。

6 解答：② 　行政委員会は，行政機関からある程度独立し準立法的・準司法的権限をもつ。他に，人事院，中央労働委員会などがある。

①：衆議院の常任委員会の一つ。
③：参議院の常任委員会の一つ。
④：衆議院・参議院の常任委員会の一つ。

7 解答：① 　ビューロクラシーは官僚制のこと。

②：資格任用制のこと。
③：専門技術官僚のこと。
④：国家公務員一般職のこと。

8 解答：③ 　リクルート事件とは，リクルート社の事業拡大に伴う未公開株の譲渡や献金問題などをめぐる事件。

①：1976年に起こった。
②：1992年に起こった。
④：1948年に起こった。

9 **解答：③**　資格任用制のこと。

①：議会や国民に対する説明義務〔説明責任〕のこと。
②：施策決定前に国民・住民の意見を募る制度。
④：地方政治に導入されている行政監察官のこと。

10 **解答：④**　国家公務員倫理法は，国家公務員の綱紀をただし，贈与・接待などによる行政と企業との癒着を防ぐために定められた。

①：公務員の削減目標などが盛り込まれ，2006年に制定された。
②：公務員制度の民主化策として 2008年に制定された。
③：行政指導などの内容が盛り込まれ，1993年に制定された。